

経済産業省政策評価懇談会（第17回） 議事録

日時：平成24年8月31日（金）

場所：経済産業省別館8階 850会議室

○金本座長　それでは、第17回経済産業省政策評価懇談会を開催させていただきます。
お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、議事次第にごじますように、第1は平成23年度特許庁の実績評価について、
第2は経済産業省の政策評価についてという2つの議題について議論をしていただきます。

本日の議論につきましては、これまでの慣例どおり資料及び議事録を公開することとさ
せていただければと思います。

それでは、早速でございますが、議題1の平成23年度特許庁の実績評価につきまして、
特許庁総務課の中尾課長から御説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○中尾総務課長（特許庁）　特許庁・中尾でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上
げます。

お手元資料2、3、4でございますけれども、主としまして2と4で御説明をいたした
いと存じます。

まず、資料4を先にごらんいただきますと、平成23年度の特許庁の実施庁目標の達成状
況を1枚で整理したものでございます。本年度は商標で2件、完全な達成にならなかった、
ほぼ達成という表現のところがございますが、商標の2件以外は、特許・実用新案、意匠、
それから方式審査以下、事務の効率化につきましては、昨年度御説明させていただきまし
た実施庁目標を達成させられたということでございます。

各々の項目につきまして、具体的な達成状況を御説明申し上げます。資料2に戻らせて
いただきます。

まず、パワーポイントを開けていただきまして、1ページ目でございます。特許庁は特
許、意匠、商標の審査、審判を行っておりますけれども、特に一番件数が多く、また一番
多くの人数を割いておりますのは特許の審査でございます。2013年に一次審査の順番待ち
の期間を私どもはファーストアクション（FA）期間とっておりますけれども、これを
11か月に短縮しようという目標を掲げました。これを掲げたのは2003年の時点になるので
ございますけれども、知的財産基本法というのができまして、その時点で三十数箇月の順
番待ちでございましたので、約10年かけて11か月まで短縮しようではないかということ
をやっけてまいるといふことで、実施庁目標の下、毎年スピードアップに努めてきたといふこ
とでございます。

スピードアップという目標が殊更に必要になった背景は、昨年この懇談会の場でも同
じことを御説明申し上げたので、同じことをもう一度で大変恐縮でございますけれども、

平成16年、17年、18年あたりに、いわゆる審査請求のコブというものが発生いたしました。特許の審査というのは、出願されたものを直ちに審査するというにしておりませんで、出願されてから出願人が、その技術は特許として取るに値するかどうか見極めることを促す趣旨で、審査請求というプロセスをもう一回踏んでいただくことを前提に制度が設計されております。

従前の制度では、特許の出願から審査請求まで7年間の猶予を認めるということであったのですが、国際競争が進んでいく、技術の進歩化が早い中で、権利になるものならないものを見極めをできるだけ早くするという国全体の大きな政策強化の流れの中で、審査請求の期間を7年から3年に短縮して、その結果、それまでずっと審査請求されなかった特許の出願が一気に審査請求の順番待ちのラインに入るということで、私どもはコブと呼んでおりますけれども、物すごい特許のバックログが発生したということがございます。これを実施庁目標のもと、少しずつ解消してきたということがございます。2013年度中にはF A期間11か月を何とか実現したいということでやってまいっております、本年度はかなり順調にこの目標に向かって進んできているということがございます。

次のページに行かせていただきます。特許の審査状況ということで、特許の具体的な期間の短縮ということがこのページの中身でございます。平成23年度の目標としては、順番待ちの期間を22か月台にするという目標を掲げまして、実際の結果は22.2か月になりました。それから、処理件数36万件以上という目標を立てまして、結果的に36万 6,000件ということでクリアすることになったわけがございます。

この状況を踏まえて、今年度につきましては、審査請求の順番待ちの期間を22から17か月に短縮するという目標を掲げて、現在これに取り組んでおります。そういうことから、平成25年度については11か月が達成されるということを念頭に置いているわけがございます。

右側のグラフをごらんいただきますと、実施庁目標が緑の線でございます。ある時期までは29か月、30か月ということだったのですけれども、27、22に下げてきて、来年は17に下げるといふこと。また、ブルーの棒グラフでございますけれども、そういうことでバックログがどんどん減ってきていることがお分かりいただけると思います。

平成25年には11か月の目標が達成されることを見越して、この次の目標をどうするかという議論が特許庁にとっては重要な問題であります。少なくとも、間違いなく来年は11か月を実施庁目標に掲げてやらせていただくことになるのでございますけれども、審査の促

進ということで、臨時の増員、私どもは任期付きの職員と呼んでいます、審査官を平成16年度以降 500人臨時で増員させていただき措置を講じていただきまして、これが審査のスピードアップに相当効いてきたわけでございます。

この人たちの任期が平成26年度から徐々に切れていくということで、特段何も人員手当がないと、平成26年度以降は審査官が 100人ずつ減員になっていく状況でございます。現在の審査のスピードと処理のキャパシティーで考えますと、仮にそういうことになっていくと、こういったところで申し上げるのは大変恐縮ではあるのですけれども、いったん11か月まで落ちたものがまた右肩上がりになっていくことが十分あり得まして、公務員の定数定員とか人件費とかということに厳しい枠がある中で、10年間の時限ということでつけていただいた任期付き審査官の方々を平成26年度以降も特許庁が引き続き何らかの形で雇用することを政府全体で認めてもらうことができるかどうかということに相当程度キャパシティーの問題が係ってきている状況でございます。ある意味では、実施庁目標はマンパワーとアチーブメントということで非常に分かりやすい関係になっているものですから、何分にも人がすべてという部分でございます。平成25年度に11か月という目標が達成された後もこの水準が引き続き維持できるような形で、特許庁としては関係当局の理解を得て、26年度以降もできるだけ人員の確保に努めてまいりたいと思っておりますけれども、それがどうなるかというところが見えない状況の中では、平成25年度までのところを取りあえず身近な目標として頑張ってもらいたいということでございます。

次のページでございます。3ページ目は意匠の状況でございます。特許に比べますと随分大きな数の差がございまして、結果として、審査の順番待ちも7か月以内という目標に対して 6.5か月が平均でございますので、これも目標を達成させていただきました。来年度につきましても7か月以内でやらせていただこうと思っております。

新聞等にも一部出ておりますけれども、できますれば、来年の通常国会で意匠法の改正をやらせていただいて、現在、意匠法では保護されておられませんコンピュータなり携帯、あるいはタブレット端末の画面に出てくるもろもろのコンピュータデザイン、画像デザイン、例えばアイコンとかウェブサイトのポータルデザイン、カーナビならカーナビのいろいろなレイアウトとかというようなものを、物ではない、これは映像、画像であるということで今は意匠法の対象としていないのですけれども、これを来年の通常国会で、欧米の動向に合わせて、またサムスンとアップルの間で大きな訴訟が起きていることも御存じかもしれませんが、そういう国際動向なども見合わせながら法改正をしようと考えており

ます。この結果のいかんによっては、再来年以降の実施庁目標のあり方について、また別途の御審議をいただくことがあろうかと思えますけれども、取りあえずは従前どおりの確実な審査を続けてまいるといふことで、今年、来年と7か月以内というラインで頑張つてまいる次第でございます。

次のページにまいります。商標でございます。商標は、本年度完全な実施目標を達成できなかった部分が一部ございました。これは、まず審査の件数を私どもは区分と呼んでまいりますけれども、この区分と申しますのは、例えばトヨタ・プリウスとかという名前であっても、それは車で取っていることもあれば、車だけではなくてオーディオパーツとか、もろもろの関連するところで複数の商品とか役務にわたって、1つの同じ商標を申請したいという場合には、複数の区分としてカウントアップするといふことでございます。述べ19万8,000区分ぐらゐの審査をしたいと思つていたところ、18万3,250区分といふことで、これは目標を下回る結果となりました。

私どもの中でこれが実現できなかった理由としましては、商標については、何が類似である、何が類似でないといふことについて、実務上いろいろと大きな問題があつて、これは大変お恥ずかしい話でございますけれども、例えば、特許庁としては商標権は認められないといつた喜多方ラーメンといつた商標が最高裁まで上がつて、喜多方ラーメンは商標として認めて良いといふことが出るたびに審査基準を見直していつて、何が類似で類似ではないかといふことについての評価のし直しをするわけでございます。ことしはいろいろとその手の、私どもが商標の審査、審判で出した判断と裁判所に行つてからの判断とに随分開きが出てきたところがあるものですから、審査基準の見直しを行い、途中で審査官が手を休めて、自分たちの今やつてゐる審査が新しい審査基準になつてゐるかどうかをレビューされるといふことをやつたものですから、残念ながら19万8,000に届かないといふ結果になりました。

他方、私どもの中では、F Aまでの期間を短くするといふ大目標との関係では、5か月といふ目標に対しては4.6か月で結果をお出しするといふ平均を出しましたので、結果として、一般の国民の方々に御迷惑を掛けたといふことにはならないのではないかと私どもは考えておりますけれども、ここは先生方の御評価を待ちたいと思つております。

来年以降も5か月といふことで目標を掲げてございます。意匠とか商標については、ブランドなりデザインの出願をしてから、具体的に出願人がビジネスを始めるまでの間のタイムラグ、例えばこういう商標を出願したのだといふことを世にさらして、一般の人から

意見をもらうことにある一定の期間があったほうが審査に間違いもないということがございますので、もう少し短縮する余地はあるのかもしれませんが、むしろ権利の安定性を確保するという意味では、少しさらしてから審査を終わらせるということで、引き続き5か月という目標を実施庁目標としては掲げさせていただいております。

次、5ページ目でございます。以後が審判でございます。いろいろな審判がございますけれども、大きく言うと、特許庁が審査した結果に対して不満であるということで、特許庁に対してある種の異議として起こされる審判、それから既に誰かが権利を取っていて、その権利を別の第三者が来て、その権利は無効であるといつて、当時者間で相対で審判をするような当事者系の審判の2種類に分かれます。

このうち、拒絶査定不服審判という、特許庁の審査判断に対して不服があることに對する審判の結果は、特許と意匠では各々19.5か月、6.0か月という目標を達成いたしました。商標は、先ほどちょっと申し上げたような理由で内部的に審査の基準を大きく見直したということで、当然、審判も審査の基準に則してそれが認められるかどうかということをおもいの中でレビューすることになっておりますので、若干の時間を徒過してしまったということで、残念ながら商標については7か月を達成できなかったという状況でございます。

いずれにしても、今年はそのような申し開きのできないような事情で7か月を超えてしまいましたけれども、商標の7か月をもう一回きちっと実現するということを含めて、平成24年度には、引き続き順番待ちの時間を減らしていくということにしたいと思います。特に特許につきましては、現在19.5か月という目標で16.8か月を達成したのですが、来年はさらに短縮を図り15か月ということで、さらに早い審判の結果を出したいと思っております。

それから、商標は7か月ということで維持なのでございますが、5ページ右方の緑の棒グラフをごらんいただきますと、つい最近まで13か月、13か月、9か月、8.5か月という実施庁目標を掲げてきて、今年は7か月と目標がやや野心的だったかなと。7.4か月と昨年の実施庁目標よりもはるかに下回っているのでございますけれども、そのようなことでもございましたので、再度7か月という目標を24年度で掲げて調整してまいりたいということでございます。

6ページにまいります。こちらが無効審判でございます。これは既に特許庁で権利をもらった人がいて、その権利をもらった人がその権利はおかしいではないかといつて別の

人が出てきて、当時者間で争いをするという審判の状況でございます。特許庁だけではなく当事者が増えるということ、またある種裁判に限りなく近い形での審理でございますので、拒絶不服の審判に比べますと、処理期間はどうしても長くならざるを得ないということでございますけれども、こちらにつきましては、特許10か月、商標10か月という目標について、各々実現することができたということでございます。

こちらにつきましても、無効審判のフローと書いてございますとおり、審判請求があつてから答弁書のやり取りがあり、右方に書いてございますけれども、特許の審判では、基本的に全件口頭で審理をする。今までは書面でやっていたのですけれども、必ず両当事者を呼んで、お互いの言い分を審判官が聞く。そこでまた宿題を出して、審理を終結させて、審決を行うというプロセスを経ているものですから、いろいろな意味で第1審の機能、審査に対するレビュー審であるということがあるので、拙速に何かやるということではなくして、手続を尽くす必要がありますので、10か月という目標については、このくらいは標準的な処理期間であると思っております。したがって、10か月を下回る処理期間を常に実現しておりますけれども、平成24年度についても10か月という目標を維持したままやらせていただきたいと思います。

一方で、質を高める。無効審判の結果に不服である場合には、地裁を省略してすぐに知財高裁にシフトするというところで、2審は高裁に行くという1審機能を備えておりますので、審理の充実を図るということで、特許につきましては、先ほど申したとおり、原則として全件口頭で審理を行って、手続の充実を図るということ。

商標につきましては、両当事者間での争いを聞いて、技術の範囲を確定するというところは必ずしも多くないものですから、ここでは全件ということにはしてございませぬけれども、先ほどの喜多方ラーメンを含めて、つい最近では白い恋人、面白い恋人というのが話題になりましたが、世間の耳目を集めるような案件も増えておりますので、商標についても口頭審理によって処理する案件を今後増やしてまいりたいと考えております。

以上が私どもからの御説明の中身でございますので、引き続き平成24年度も頑張っておりますので、よろしく御指導方賜れば幸いです。

御説明は以上でございます。

○金本座長　　どうもありがとうございました。

それでは、以上の御説明につきまして、御意見や御質問ございましたらお願いいたします。

○田辺委員 私的には、23年度の今の御説明をお聞きして、大体よくやっているなというのが基本的な感想であります。ありていに言いますと、初めのころの目標ですと、11か月は本当に達成できるのかと長らくいぶかっていた時代があったのですけれども、ほぼ終着が見えてきたなというのが今の実感であります。

ただ、分かりませんのは、F A11が達成した後の基準の設定というのは、要するに達成のところをスペックというか、その基準で並行に持っていくのか。これを達成するとすると、恐らく世界最速の審査ということになるのだろうと思うのですけれども、それをさらに下げていくのかどうかというのがちょっと分からないところであります。

それは今、御説明の中にもありましたけれども、ヒューマンリソースとの関係でどうなるのかなというのがいま一つ分かりませんで、確かに、定員管理がきつところの中でもプライオリティーが高い形についてきたのですけれども、恐らく今の状況だと、知財戦略自体の持つ全体でのウエートというのはそんなに騒がれていない感じがいたしますので、それとの絡みで言うと、並行のところを持っていくのかなというところがいま一つ分からないところであります。それが感想みたいなことで1点です。

もう1つは、この実施庁目標の中には必ずしも組み込まれていないのですけれども、要するに多国間の特許審査の標準化といったところの進展が今どうなっているのか。特に海外で取ったものをそのままこっちに持ってきて、トランスファーにかかる時間を短縮することによって、ある意味ではリソースの節約みたいなところはあったのですけれども、今回、この中にはそこら辺のところは余り触れられていませんので、そこら辺の状況についてお聞かせいただければと思います。

以上、1つは感想ですので特にお答えの必要はございませんけれども、後半のほうはどうなっているのかといったところをお教えいただければと思います。

○中尾総務課長（特許庁） 御指摘ありがとうございます。

前段は感想とおっしゃいましたけれども、おっしゃるとおり、人を増やすとか知材が一番大事であるとかというところが、10年前ほど国全体でなっていないのではないかという危機感は私どもは持っております。何とかいったんF A11まで行けば、それを逆転させてはいけないのだという強い思いは持っておりますけれども、今、特許庁は、任期制ではないプロパーの審査官は約1,300人おまして、その上に500人特別に乗っているということなものですから、18分の5が仮に全部抜けてしまうと、これはちょっとF A11をそのまま右ですと維持していくのは正直厳しいかなと思っております。

そうは言っても、人がいないから増えていってもしょうがないですよと開き直るのはいいかどうかという問題もあるものですから、確認しながら考えておりますし、仮に何らかの人の手当があったとして、F A 11というのをさらにF A 8とか7とか6とかに下げていく方向を目指すのかどうかというところも中で検討を進めております。

実は、これは飽くまでもファーストアクションということなものですから、出した特許が物になりそうかどうかという手ごたえを取りあえず教えてくださいということがございまして、通常は、ファーストアクションされたのに対して何か応答があって、何回かやり取りがあって、特許になるとかならないとか、あるいはこの権利範囲を半分にして持っていとかということがされて、最終的に権利になるところまでは2年、3年かかっているわけでございます。もしかすると、ファーストアクションということだけではなくて、最終的に権利になるかならないかというトータルな時間管理という議論もあるのかなという議論をしております。このあたりはマンパワーを見つつ、何でもかんでもファーストアクションだけに着目するということではない実施庁目標を何か御提案できないかということも併せて御指導いただきながら考えていきたいと思っております。

後段の国際的なワークシェアリングみたいなことをどのように入れ込んでいくかというのは大変重要な御指摘でございまして、実は、私どももそういう目標を可及的速やかに入れるべきではないかという議論をいたしました。それは、まさに私ども自身のマンパワーが確保できないかもしれない状況ではなおさらでございます。

一方で、国全体、あるいは経済産業省を見ますと、今、省内でいろいろと御議論いただいておりますのは、日本の企業が例えば中国とかA S E A Nに出ていく、中小企業も出ていく中で、まずそういう国々に出ていくときにトラの子の技術を持って行って、中国やA S E A Nで盗まれないようにするためには、まず日本で早く権利として認めてあげて、日本でこれは権利になっているのですというある種のお墨付きをもらって、中国やA S E A Nに出ていく企業が、中国やA S E A Nでその国でもスピーディーに権利を取れるようにしようということで、むしろ日本の特許庁の審査結果を諸外国に対して使ってもらおうという方向のベクトルでの議論をずっとしております。これを私どもは特許審査ハイウェイという言い方をしております。要するに、日本の特許庁で特許を取ってから海外に出て行って海外の特許庁に行くと、スピーディーに権利を取ってもらえるということで、事実上、中国やA S E A Nに日本国特許庁特許審査の結果を承認させるという意味なのです。

逆に、最近非常に多いのは、中国で特許審査を出すのが増えてきて、中国特許庁の特許

の処理件数は、つい最近アメリカを抜いて世界1位になりました。そうすると、日本国特許庁として、中国特許庁の審査結果を同様に受け入れて、中国が特許でいいという判断をしたから、日本としてもいいという判断ができるかというところがなかなか難しいところでございます。アメリカとか欧州とか、従来から先進国の特許庁同士ではいろいろな形で審査協力をやっております、そういう意味では、日本の特許庁の審査結果を持ってアメリカに出願する人が、アメリカで日本国特許庁の審査結果を見ながらゼロから審査するのではなくて、その発射台を基に審査してもらう。逆にアメリカのもの——例えばマイクロソフトでもアップルでもいいのですけれども——が来たときに、同じくアメリカの特許庁から持ってきた審査結果を基に、ゼロからではなく、日本の特許庁がそこから審査するということは従来もやっているところでございます。

これが最近世界全体で見ますと、中国系、台湾系企業の特許出願が増えてきて、例えば、世界でも今や有数の特許出願企業になっているのはファーウェイとかZTE、あと最近名前が出ていますけれども、台湾のホンハイとかというところでございます、こういうところが例えば中国の特許庁で先に審査をして、もらってきた結果を日本国特許庁がほぼ自動的に採用するというところでいいかどうかというところに深い悩みがございます。

もし本当に人が増えないということだと、さっき田辺先生がおっしゃったように、嫌でも諸外国とのワークシェアリングという形で、審査結果をある程度発射台として認めないと、審査のスピード確保ができないわけでございますけれども、今この瞬間も、そこまで中国、韓国、台湾といったところの審査結果を使って大丈夫かどうかということについて自信が持てないのと、むしろ私どものほうが先に審査結果を出してやって、日本の企業が海外に出ていくところを応援したいということでやっているものですから、大変重要な論点であることを悩みながら、ワークシェアリングの観点と、一方で日本の企業が海外で負けずにちゃんと権利を取れるという両方のベクトルを見ながらやっていきたいと思いません。

現実には、私どもの処理しております特許審査案件で日本国だけに審査される案件はだんだん減ってきておまして、むしろ初めから海外の、日本だけでなくアメリカにもヨーロッパにも中国にも出すような審査の案件はどんどん増えてきているものですから、国際的なワークシェアリングというのは、やはり目指すべき方向なのだろうとは思っております。そういう意味では、いろいろな意味で過渡期に来ているものですから、重要な問題提起をされたということで、改めて庁内でも検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○金本座長 では、石田委員、どうぞ。

○石田委員 どうもありがとうございました。まず、F Aの達成率がほぼ 100%に近いということで、非常に敬意を表したいと思っております。

つきましては、1つ補足説明をいただきたい点がございます。任期付き審査官 500人がこれから 100人ずつ減っていくということについて、関連の考え方なのですが、まず件数、そして特にF A期間の審査スピード、そして国際競争力の観点から言えば、審査の内容、このことを考慮して、審査官は 1,800人プラス 500人を経常的に継続したほうが良いという考え方があるのではないかと思うのです。すなわち、良い審査をしませんと、国際競争力という観点では結果を出せば良いという時代ではなくなっていると思うのです。しからば、それを国際特許庁との協力、すなわち特許審査ハイウェイで補強するのか、任期付き審査官的に増員的なことで考えるのか。

したがって、任期付き審査官についてはこれから延長を申請されるのでしょうか、その辺の件数、F A的な期間、内容、そういうことを考慮すると、これから国際競争力を上げていかななくてはいけない我が国としては、もちろんハイウェイの問題も良いと思うのですが、審査官の人的なお考えを整理しておかれたほうが良いと思うのです。ということで、任期付き審査官について、これが通るかどうかの思いも含めて、人的にはどういうお考えが良いでしょうかという質問です。

○中尾総務課長（特許庁） ありがとうございます。大変力強い応援をいただいたと受け止めさせていただきます。

まさに実施庁目標ということで御説明するのに一番なじむこと自体が、いかに人の数と具体的なアウトプットが連動しているかということそのものでございまして、特許庁にとっては、人の確保というのは長く大きな課題でございました。これからもそうでございます。

幸いなことに、一般国民からいただいている税金で雇っているわけではございませんで、特許庁が特別会計で完全に出願とか登録の手数料だけで賄っております。したがって、そういう意味では、こういう財政状況の中でも国民負担ではないのでございます。

しかし、一方で、一般会計、特別会計を問わずに公務員の総数を抑制せよという強い議論の中で、先ほど田辺先生の御指摘にあったとおり、10年前ならもう少し知財ということについて大変強い関心があったかもしれないけれども、今は恐らく特許庁以外にも、例え

ば原子力の規制とか技術系の専門的知識が必要で、明らかに人の数が必要であるのもかわらず、やはり国家公務員の総数を増やしてはいけないということで、前に進めない案件は多いのだろうと思います。

したがって、今、たまたま原子力の名前を出しましたがけれども、特に通常の行政職の公務員ではなく、いろいろ技術的な専門性を持っている公務員であって、かつそのお給料が財政的に負担を掛けないような人たちについて、何らかの形で違う扱いができませんかということについては、これから来年に掛けて、特許庁だけではなく経済産業省全体でいろいろな形で主張していくことにしていきたいと思っているわけでございます。

それから、実施庁目標になじみやすいのでF A期間で図っておりますけれども、先生から質というお話がございました。実は、さっき中国や韓国の審査結果を使って大丈夫かということで質がと申しましたがけれども、日本国特許庁の審査も 100%完璧かどうか分かりませんが、結局、さっき申し上げましたとおり、まず日本で権利を取って、日本国特許庁で特許になったものは安心して中国でも特許できるというように中国特許庁が思ってくれるかどうか、タイやマレーシアの特許庁が思ってくれるかどうかという信頼感に私どものパフォーマンスがかかっているものですから、日本国特許庁が質の高い審査をしているということは、絶えず見せていかなければいけないと思っております。

今は審査官1人当たり 1.5件から2件ぐらいの審査をしていて、あと膨大な技術文献の検索ということで、探している文献を審査官が自分で検索し始めると切りがないものですから、特許庁の外に山ほどアウトソーシング先を見付けさせていただいて、ある種のシルバー雇用の促進ということで、大企業の技術系OBの方向千人トータルでお手伝いさせていただいて、世界じゅうの特許文献をサーチして、持ってきたサーチ結果をもって審査官が判断するというので、外部の力も借りて、できるところは完全にアウトソースしてやっているのですけれども、結局、最後の質というところは、だれかが責任を持ってクオリティーの高い判断をしなければならぬものですから、そういう意味でも審査官がしっかり確保されることは何より基本であると思っております。

したがって、量的な面、質的な面両方とも、特許庁が人をくれと叫ぶだけだと、これはおまえらの問題だろう、おまえらが何とかしろとって、必ずしもみんながみんな頑張ってくださいと応援していただけるわけではないかもしれませんが、ちょうど10年前に知的財産基本法というのができまして、10年掛かりでやってきたことでもあって、内閣官房に知的財産戦略本部というものがあるものですから、政権全体の中で、知財基本

法が10年たってF A11も達成されそうだと、日本の次の国のあり方というところから見て、こういう分野に引き続き投資していくべきではないかという議論について、ぜひ今年末から来年に掛けていろいろな形で議論させていただきたいと思っております、ここはぜひ温かい目で御支援いただけると大変助かるところでございます。ありがとうございます。

○石田委員 ありがとうございます。

1つだけキーワードで、任期付き審査官はコブとの関連でそういう対応をしたのであって、コブがなくなったのでうんぬんという議論が仮にあるとすれば——あるかどうかは置いておきますけれども、私は、それはそれとしてということで、先ほど申した時間、スピード、内容ということで、本質的な整理をするべきだと思うのです。追加で失礼しました。

○中尾総務課長（特許庁） ありがとうございます。

○金本座長 そのほか、ありますか。

○佐藤委員 審査待ち件数のかなり大きなコブがあったわけですが、これがファーストアクションで目標達成の道筋がついて、25年にほぼ正常状態に戻るということを伺いまして、本当に十分な成果が出たと思っております。

それで、質問というよりも感想的な部分でございますけれども、任期付き審査官 500名を増員したことによる効果以外に何らかの審査スピードを上げる、あるいは審査スピードが結果的に上がったというような、ほかの要因がもしあるとしたら、その要因が何か今後にかせるのかどうかということが1つ。

それから、ちょっと一般論的で恐縮ですが、最近、日本の特許技術は世界レベルでかなり高いのですが、ビジネスの世界は必ずしも韓国とかほかの国との戦いで勝ち切れていないことがあります。これはビジネスの問題であり、マネジメントの問題であるので、それ自体は今回のこの場のテーマではないと思っておりますけれども、特許出願の件数というよりも内容的に見て、例えば細かな要素技術的な出願が多くて、件数的にはかなり増えているけれども、ビジネスで勝ち切っていくためのシステム的なとか大型案件というのですか、そういう内容的な面で、何かここ数年間の傾向というのは分析されていらっしゃるのでしょうかということをお伺いしたいと思います。

○中尾総務課長（特許庁） 2件いただきました。

まず前段のほうでございますけれども、先ほど石田先生の御質問にお答えするときにも申し上げたのですが、審査官の増員だけではなく、私どもの審査促進に一番寄与したと思っておりますのはアウトソーシングでございます。結局、最後、この技術が本当に世界で一

番か否かというところを判定する仕事は審査官の仕事ということで残したのでございますけれども、技術の文献数は世界じゅうでどんどん増えていくわけございまして、特に今まで全然プレーヤーでなかった中国、韓国、特に中国発の技術文献の量の膨大さは物すごい勢いでファストパス的に膨らんでいるわけございまして。朝から晩まで世界じゅうの文献を、ある種グーグルの塊のようなことで探していくという作業を中でやると、普通にやっても探さなければいけない文献の数は増えていくわけですから、審査はどんどん遅れていくということございまして。

したがって、思い切って審査の前段階で、似ているような技術の案件に世界はどういうのが出ているかということについて探す仕事をほとんどすべて特許庁の外に出したということで、アウトソーシングが一番大きかったのだと思います。

したがって、毎日のようにアウトソーシング先の調査機関、さっきも言ったようにシルバー雇用が多いものですから、大体大企業の技術系OBの方がトータル何千人いらっしゃるのですが、毎朝特許庁に来られて、審査官に自分が探してきた文献、これとこれとこれをどうするかということをお説明いただいて、その判断材料を基に、最後、これは世界で一番早い技術である、ないということを判定する。ということで、アウトソーシングしたのは大きかったと思います。

事務系の現場では、情報化とか電算化とかというのが古くから課題でございまして、特許庁は膨大な紙官庁だったのを平成2年からペーパーレスに切り替えるということで、これはある一定の範囲ではIT化のメリットがあったわけございまして。ところが、報道にも出ておりますが、平成2年ぐらいに作り込んだシステムがレガシー化してきたということで、新しいシステムを立ち上げようと数年掛かりでやっていたIT開発プロジェクトがなかなかうまくいなくて、最近いったん中断にしたということがございまして。そういう意味で、ITの力を借りてスピードアップを図るということについては、次の取組をしたままで、その具体的な成果はまだ余り見えてきていないという状況でございまして。

あるとすれば、さっき申し上げた諸外国とのワークシェアリングの中で、今まで紙ベースでやり取りしていた情報を、各国のペーパーレス化が進んでまいって、1つの特許出願を日本だけではなくアメリカにもヨーロッパにも韓国にもしているという企業の各国の特許庁の審査状況を審査官がリアルタイムで共有できるような仕組みはだんだん育ってまいりました。したがって、そういう意味では、我が特許庁の情報化が進んでというよりは、むしろ諸外国の情報化が進んだ結果として、情報の共有が図れるようになったというのは

結果としてはあるのだらうと思います。

ただ、やはり何が一番大きかったかという御質問に対しては、徹底的にアウトソーシングを進めて、本当に審査官の数がミニマムであっても、それ以外の外の方の御協力をいただくことで審査をやっていくということが一番大きかったのだらうと評価しているところでございます。

後段は大変難しい御質問でございますけれども、確かに一昔前は、日本の特許はどちらかというところと応用とか周辺特許が多くて、ナイロンを発明するかフィラメントを発明するかというのはアメリカでみたいな議論がございました。恐らくは、各企業が相当コストコンシャスになってきて、知的財産権の出願も単に特許庁に払う審査請求料だけではなく、弁理士さんへのフィーとか、その他もろもろトータルのコストの中で、出願をより厳選してくるようになったものですから、そういう意味では、小さな応用特許ばかりがということについては、いろいろと技術的に見ていますとパイオニア発明と言われるようなものは増えてきたと思います。

むしろ大きな問題は、さっき言っていた審査請求期間の議論とも関係してくるのですが、審査請求期間を置いて、かつては7年、今は3年でございますけれども、技術が市場で成熟しているかどうかを見てから審査請求するという仕組みを導入している国は余り多くございません。日本の企業は、出願してから3年なら3年の期間を目一杯使って、審査をするかどうか決めてまいるのでございますけれども、例えばサムスンとかヒュンダイのような韓国の企業は、日本国特許庁に対しても出願即審査請求で出てまいります。これはいわば私どもの中での分析でございますけれども、研究開発部門なり知的財産権を出願する部門と事業課の部門との間でどの技術をキーテクノロジーとして生かして、それがビジネスに役立つから出願しようということに必ずしもまだなっていない、いい発明ができたなということで、むしろ技術サイド、実験室サイドのままそこでぼんと出して、後からこれが事業に使えるかどうかという判断を掛けてくるということで、3年間の期間を目一杯使って3年目になってやっと出てくるという感じでございます。

そういう意味では、課題としては初めからビジネスとかマーケットを取りに行くことを念頭に置いて、事業に役立つ特許を事業部門とセットになって出願の段階から厳選していくということにまだなっていない。サイエンティフィックメリットを先に見てから出願して、何に使えるか考えて、それでやっと出てくるといったところは、まだ日本の特許の傾向としてはあるのだらうと思っています。

そういう意味では、今回のアップルとサムスンの大訴訟で、アップルは使えそうなどころはターゲットで、しかも特許だけでなくデザインまで含めて幅広く権利を取ってきていて、それでサムスンを全部たたきにくるというのは、そういう諸外国の権利獲得戦略から日本の企業部門は大きなことを学んでほしいということは日々感じていて、私どもの狭いウィンドーではございますけれども、出願される企業の方々とはこういう話をしているということでございます。

○金本座長　　ちょっと細かい話ですが、商標で区分数は目標を若干下回っているというお話だと、以前もこういうところの一番重要なのは待ち時間で、区分数の目標をかつちり立てるのはいかなものかという議論があったような気がするのですが、この辺はまだこういう区分数を立てておきたいという感じなのですか。

○中尾総務課長（特許庁）　　ここはむしろいろいろな形で複数の指標を用意する上で、期間のところだけでいいかどうかという悩みがございます。というのも、さっきも申し上げたように、厳選が進んだ結果として、趨勢としては出願の件数は右肩上がりに上がっていくというより下がってきている部分があると思うので、そういうことでやや自動的に期間の短縮が進んでいくという面がひょっとしたらこの先あるかもという思いもあるものですから、形式的かもしれませんが、量的にも仕事をしているのだという指標を立てているということでございます。

ただ、御指摘ございましたとおり、やはり国民に対するサービスの度合いで図っていくということであれば、私どもとしては、飽くまで何箇月という時間のほうを重視したいと思っております。純粹に件数が増えれば長くなるし、件数が減れば短くなるのだから、たまたま件数が減った年に短くなったということで、すごいですよねというよりは、ちゃんと仕事もした上で短くしているということをごらんいただきたいという趣旨で残っているということでございます。

○金本座長　　外に示すのはちょっと面倒臭くなるかと思いますが、この区分数と待ち時間というのは並列に並んでいる目標になっているのですね。区分数というのは待ち時間と並列に並ぶものではなくて、申請件数が減っていれば自動的に待ち時間は減るのでといったようなことを見るための1つの数字なのだといった雰囲気ですうまく整理できるといいのかなという気もしますが、なかなか見る人には分かりにくくなるかと思いますが、その辺も後で検討をお願いしたいと思っております。

そのほか、何かございますか。――よろしゅうございますか。

それでは、ただいまいただいた御意見につきまして、平成23年度実績評価に適切に反映していただくようお願いいたします。どうもありがとうございました。

(特許庁退席)

続きまして、議題2の政策評価について、政策評価広報課の大山補佐から御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○大山補佐 政策評価広報課の大山でございます。よろしくお願いいたします。

資料ですが、資料5という横書きの紙を中心に、それから資料6から9とも適宜触れさせていただきながら御説明させていただきたいと思います。

まず、資料5を1枚おめくりいただきまして、まず政策評価概観から御説明させていただきます。

まずはおなじみの見なれた絵になるかと思うのですが、法律に基づき計画を作り、各省が自己評価をしている。各省が自己評価をする中で、経産省は体系として5政策軸を置くと同時に、その下に個別の事業・措置を見ていく立て付けになっているというざっくりとした絵姿がございます。

この絵姿をもう少し詳しく見ていくためにもう1枚おめくりいただきまして、4ページになります。5政策軸という議論に関しましては、以前から委員の皆様にも御相談しながら考えてきたものを体系化してきたところでございますけれども、この分野を評価していく上で、もうちょっと実効的に見ていくためにはどんな実務上の工夫をしていくべきかというところで、今回、5政策軸という一番上の四角の下に分類カテゴリを置きまして、さらにその分類カテゴリごとに指標を設定するというのを試みております。そして、その指標の動きなども見ながらカテゴリごとの評価をしていき、それを包括的に各政策軸ごとに見ていくという立て付けとして、今回、平成23年度の事後評価を実施してまいりたいと考えております。

資料9が幾つかあるのですが、平成24年度経済産業省事後評価書という、色が付いているものがあるかと思います。このうち経済成長というものを見ていただきますと、一番上には包括的な経済成長ということでGDPを置き、その下に濃い色で投資、生産性、ちょっとおめくりいただきまして、労働、需要ということで大きな見出しが付いており、その下に各カテゴリの推移を見るための指標を幾つか置いております。

その表の欄の下に幾つか定性的な記載があるのですが、こちらは上のカテゴリの指標の欄と対応しております、例えば投資のところにつきましては、工場立地とか開廃業率が書いてあるのですが、その内容とこちらの定性的な説明は対応関係にあるというのが基本的な構成です。

更に、定性的な欄は左と右があるのですが、左の欄には基本的に事後評価、平成23年度にこの分野でやってきた政策をどのように振り返り評価するかということが書いてありまして、右側の欄は、その評価を踏まえて、では今後どのような政策展開を図っていくのかということを中心に記載しているところでございます。

このような形で5軸を少しブレイクダウンしまして、各カテゴリごとに評価をする。カテゴリがばらばらになってしまえば、今回大きくくり化した意味がなくなってしまうので、ある程度の包括的な考え方を持って、全体として見ていきたいというのが5政策軸の包括的評価といったところでございます。

他方で、では、各分野で何をやっているのかということを具体的・体系的に整理いたしました。資料9で厚目の横書きの紙、政策軸の目標を達成するための具体的措置（事前分析表）がお手元に御座いますでしょうか。ここで置いたカテゴリに対応させることで、例えば、こちらと先ほどの政策軸1の政策評価書を対応させていただきますと、投資というところに関しましては、投資に置いた指標がありまして、その下に予算措置というのがあるかと思えます。この政策カテゴリの中で具体的にどのようなことが行われているのかという整理を試みているものでございます。もう1枚おめくりいただきますと、予算の後に税制というものが入ってきまして、政策金融・産投出資、更におめくりいただきますと法令・ガイドラインということで、各カテゴリごとに具体的にどんな政策ツールでどんなことをやっているのかということすべてのカテゴリにおいて行っております。

これを例えば経済成長の投資というところで見えていくと、予算であれば企業立地を促進する予算、税制でいきますとエンジェル税制みたいな税制があったりするのですけれども、対外経済政策を見ていきますと、海外との活発な貿易とか通商ルールの確立という部分で、実際にマルチ・バイの交渉をやっていくような分野で予算措置を見ていくと、国際機関への拠出金とかといったものが位置付けられてくるわけでございます。それ以外では、交流事業のようなものが位置づけられております。こういうところを見ていくと、この分野は具体的ないわゆる政策ツールを使っているというよりは、人が実際に交渉のような場で政策実現のために動いているいるということがうかがわれるところがございます。

こういった形で政策軸の包括的評価と体系的整理を行い、政策単位の評価を行った上で、一段下のところで個別具体的な評価を行うということでございます。予算事業については、行政事業レビューという制度があること、そしてそれを踏まえた上での個別事業の政策評価を行うということ、あと税制についても政策評価法に基づいた統一様式に基づく政策評価が行われており、このようになりかなり代表的な政策ツールにおいて評価が行われております。

個別の世界、それから施策評価の世界を考えて参りたいのですが、資料5の5ページをごらんいただけますでしょうか。今まで上位の5軸と個別という話を申し上げてきたところであるのですが、そもそもの制度として、政策評価法というものと行政事業レビューというものが制度として併存しているのが我が国を広義に見たときの評価制度の現状です。

この2つが併存している中で、それぞれがどのような役割分担になっているのかということなのですが、政策評価法が見ている政策・施策という世界につきましては、個別政策を束にした世界で見ているという役割分担で、行政事業レビューは個別事業レベルで見るといことで、下の図でいきますと、一番下に600の予算事業とありますが、このフェーズを見ているのが行政事業レビューで、主にその上のフェーズを見ているのが政策評価法と、一応、概念的には役割分担が整理されているところではあるのです。

他方で、平成22年に行政事業レビューが始まって以来、一番下のカテゴリの評価に対する要請が非常に強まってきております。その背景としては、評価は査定の単位でしっかりやっていくべきであり、かつ、その評価結果をきちんとお金の話につなげていくべきだという議論が強まっている中で、一番下のフェーズをちゃんと議論するという趨勢があるのかと思います。

それから、税制につきましても、先ほど申し上げたとおり統一様式を用いた評価を行うのに加えて、総務省により点検活動というものも行われておりまして、下のレベルの評価がかなり強化されてきているのがここ数年の動きとしてあるかと思えます。

その実態を見ていただくため、6ページをごらんいただきたいと思えます。こちらは平成22年度行政事業レビューシートでございます。これは国丸ごと仕分けが始まった初年度の様式なのですが、8ページの本年度の様式と比較していただきますと、ぱっと見ただけでも記載欄がかなり増えている。何が違うかということを見てまいりますと、一番大きいのは、個別事業単位でも平成24年度版では成果目標を設定すること、の、さらにそこに指標の記載欄が統一で設けられております。その右側に自己点検欄というのがあるのですが、ここもかなり観点別に自己点検せよということも求められております。それから、自己点

検欄の下に「予算監視効率化チーム」として、この予算をどう評価するのか、更に、その所見を受けて各担当課がどのようにその予算に反映していくのかということを書かせるような立て付けになってきております。こうして見比べてみますと、3年たってきた中で評価の充実を図るという方向に動いていることがうかがわれます。

7ページを御確認いただきたいのですが、こちらはいかにもレビューらしい、お金がどこに、幾ら、何のために流れているのかというシートなのですが、こちらにつきましても22年度版と24年度版を比較していただきますと、フロー図と使い道というところは一緒なのですが、そこにさらに上位10社リストということで、どういった主体にお金がたくさん流れているのか上位10社を書く欄があったりして、お金の面での説明の要請も非常に強まっているところがあるということでございます。

また、10ページなのですが、租税特別措置の政策評価書というものでございまして、こちらも全省庁統一様式でやっております。これをぱっと見ただけでも、かなり観点が細かいことはお分かりいただけるかと思うのですが、これはblankなので2ページぐらいなのですが、具体的に記入していくと5、6ページになるのもざらでございまして、かなり充実した記載を求められます。

あと、毎年秋に、これも政策評価法の枠内で客観性担保の一貫として点検活動というのが総務省行政評価局により行われまして、こちらがその点検活動の結果をまとめたものなのですが、全部で800ページぐらいの点検活動の報告が出されているということです。

政策評価法の世界でもこういった動きがある中で、よほどうまくやらないと、上と下の役割分担を図るのはなかなか難しいというのが運営の実感としてはございます。下の世界では、成果目標が入ったこともありまして、今年の公開プロセスなどでも成果指標が適切ではないのではないかとか、かなり政策的な議論が活発に行われたということがございました。そういった世界がある中で、では、上の世界ではどういったところを見ていけばいいのかというところは、分野としての包括的な評価であるとか、全体を見渡す鳥瞰的な機能という方向にだんだんと重点化していかざるを得ないのではないかと、また、そうしていくことが、制度としての独自性を生かすことになるのかなというところがございまして、そういった方向にだんだん進んでいくのかなと考えております。

続きまして11ページをごらんいただきたいのですが、時系列的に見てまいりますと、これは平成23年度実施政策の例なのですが、前年の22年に政策の企画立案がなされ、一応省

としての要求、要望という形で例年8月末ぐらいに出されることになるわけです。

D oというのが平成23年4月から24年度に実施され、C h e c k、A c t i o nのプロセスというのは、年度が終わった後の4月から8月、年度前半ぐらいに新年度の政策を考えるプロセスと一体となって行われている。多分これほどこの役所もそんな形ではないかと思うのですが、進められるところでございます。

C h e c k、A c t i o nは、これまでP D C Aということは言われつつも、具体なところがなかなか見えないところもあつたりしたのですが、このたび行政事業レビューというのが真ん中に入ってきたことがあり、ここを具体的にどうやって深化させていくかということを考えていかないと、評価というものが役に立つものになっていかないとということかと思えます。

ここで、これはコラム的な話なのですが、12ページです。よくP D C Aと言うのですが、その淵源がどこにあるかを少し調べてみました。すると、アメリカの統計学者のエドワード・デミングさんという人m p、日本での講演きっかけで生まれた考え方であるということに行き着きました。彼自身はもともと統計学者ですので、工場において異常値を排除するために分散であるとかボラティリティの考え方を活用した品質管理というところから、こういった考えを見いだしてきたところがあるということのようです。

また、ワードメーカーである彼自身は、P D C AではなくてP D S Aという表現をむしろ好んでいたという話もございましてこうした単語を評語として振りかざすのではなく、もう少し誠実に向かい合う必要性はあるのではないかという気がいたしました。

先に進めさせていただきます。先ほど11ページで御紹介した多様な観点別評価、予算事業のC h e c k、A c t i o nのプロセスということで、経産省の予算事業の評価のあり方について示したものでございます。

13ページと14ページ、それから別添の資料8、資料6をごらんいただきたいのですが、経産省では個別事業の評価というときに、刷新の指定している様式にさらに色付きの欄を追加することで一個一個のレビューシートを個別事業の政策評価書としても使えるようにしている。こちらにつきましては、去年も追加欄を付けていたのですが、今年再編いたしまして、横書き資料13ページの緑で囲いました成果・実績というところを特出したところが特徴的にございます。

こういった欄を作ることで、事業としての成果が出ているのかということを厳しく問われるようになってきた今の時勢に対応しようとしております。また、14ページの左にレビ

ューの視点との対応関係を明確化と書いてあるのですが、観点別の評価をしていくための観点が資料6のレビューの視点というものです。この観点と欄を完全に統一化した。この観点というのは政策評価の観点であり、かつ行政事業レビューもこの観点に基づいて見ていこうということで、これは予算当局ともかなり議論した上で統一的なものをつくり、かつ対応する統一的な欄を作ったというところでございます。こういった実務上の工夫をしながら政策レベルと事業レベルの評価を進めていきたいと考えているところでございます。

15ページ以降、5政策軸の考え方ということで、先ほど、評価書の立て付け自体は御説明させていただいたのですが、では、各軸どのような考え方に基づいて、どのような評価をしているのかということです。ページをおめくりいただきまして、16ページ。第1軸、第2軸の考え方というところなのですけれども、1軸、2軸というのは、成長と対外経済ということで、大きく言いますとSNAの体系そのものを取り込んでしまい、GDPというところで経済学でよく言われる成長のための要素ということで、投資、労働、技術を体系として位置付け、対外経済というところで貿易、所得収支、対外・対内直接直投という行為を活発化させていくことが経済成長を目指す経済産業省としては重要なミッションであるということで、体系として位置付けているところでございます。18ページに具体的に経済成長という分野の評価のあり方を書いております。

いろいろ資料が飛んで恐縮なのですが、資料9の事後評価書を御確認いただきたいのですけれども、経済というものは成長していかなければ富が国民に裨益しないという中で、他方で壮大な経済成長という目標を達成する上で、どのように何をやっていけばいいのかを整理し直すと、投資を伸ばす、生産性を高める、就業構造を改革していく、それから新しい分野を開拓していくということに分類されていくのではないかと考えました。その中で各カテゴリごとにメインの指標を置いて評価をし、個別の政策がそこにつながることを考えていくということをしていくのが政策軸1の考え方でございます。

資料9の事後評価書を確認いただきますと、例えば投資であれば、定性的な記載のほうを御確認いただきたいのですが、設備投資額が減っていると。これはリーマンショックや震災以降減っている中で、右側の欄のように人材やプラットフォーム、イノベーションの実用化支援など、さまざまな戦略的な支援を行っていくと評価した上で、今後の展望を記載されております。

多少特徴的なところを申し上げますと、労働でありますと、特に若年の失業率が低下して厳しいという状況があったりする中で、右側の欄にまいりますと、就業者を増やす、職

種転換をしていくといった形で就業構造の転換にも取り組んでいかねばならないということに記載しております。それから、需要の部分ですと、新しい分野について、医療福祉であるとか介護、ロボットを使うとか、これまでの分野から新しい成長の分野を開拓していくことを具体的にやっていくことを通じて成長を実現していきたいと考えているのが政策軸1でございます。

ページをおめくりいただきまして、19ページです。こちらは政策軸2、対外経済ということで真ん中のところ、最終的な目標は貿易・サービス収支、それから所得収支といったところで黒字を確保したり、投資を活発化することで日本の富の源泉を海外に獲得していくということを目指していく上で、では、具体的にどういったことをやっていくかということのカテゴリライズしていくと、やはり国際交渉であるとか海外に出ていく企業の後押し、そして中に呼び込むということ。また、貿易活動の前提としての貿易安全保障体制という形で分類カテゴリができるのかなと考えております。

各分野においてベンチマークとなる指標、マルチ・バイの国際交渉であれば交渉の件数がどうなのか、ビジネス展開ということであれば、例えば目玉的なところでいくとインフラ支援というものが案件としてどうなっているのか、そういったところを見ていく。その結果を踏まえながら物事を考えていければと思っております。

対外経済政策の評価書の企業の海外展開・支援というところを御確認いただきたいのですが、こちらで見えていきますと、海外支援の中でも政策的にはインフラ輸出というものが重要視されているところがあり、今回、インフラ関連の事業が公開プロセスにおいてもっと戦略的にやっていくべきだという御指摘をいただいたことを受けて、省内の体制としてインフラ輸出政策を取りまとめる部署を置いて、推進していくということは今後やっていくという形で、振り返りの結果を今後に生かしていきたいということが記載されております。

続きまして、20ページはエネルギー・環境というところなのですが、こちらは国民的な議論を踏まえて決めていくところがある中で、それでもやはり最低限国として供給、提供しなければならないエネルギーの安定供給でありますとか自主的な資源の部分といったものを確保していく、ある意味どんな状況でも普遍的なものを見ていくということ。

それから、21ページのほうは4軸、5軸というところで、21、22、23とワンセットで見ていただきたいのですが、ここにつきましては、取引・経営の安心、それから生命・身体の安全ということで、この分野につきましては、安心とか安全というのは、定量的に安心

指数とか安心水準、安全につきましても安全水準というものを示していくのが難しい中で、独立性の強いカテゴリを並列させることで、かつ各カテゴリごとの、どちらかというアウトプットに近い指標を測定指標として置くことで各事項を見ていくということをやっております。

具体的に評価書の4軸、5軸というところを見ていただきますと、例えば政策軸4を見ていただきますと、相談件数であるとか書面調査件数といった、ある意味アウトプットに近いところの件数を見ていく中で、安全適正化が適切に進んでいるかということを見る。政策軸5を見ますと、上の産業保安の分野ですと事故件数とか死傷者数、こういうことを減らしていくのが究極の目的ではございますので、こういったものの推移を確認していく中で行政の適切な運営を確認していくのが政策軸4、5の考え方でございます。

今年の政策評価は基本的にはこのような形、まだ概算要求に向けて多少の調整があるかもしれませんが、こういった考え方、立て付けを基本にして評価を行って参りたいと考えております。

24ページ以下ですが、評価の向上を目指した取組ということで、平成23年度に当省で委託調査を行いましたので、その結果を最後に御紹介させていただきます。

今回の調査では、行政事業レビューも念頭において、予算事業の評価を中心に考えてみました。25ページは、予算事業は基本的にこういう立て付けだろうということを示したもののなのですけれども、図のほうをみてください。事業からアウトプットが出され、それが社会全体の中のどんな主体、どんな政策課題をターゲットにしているものなのか。そして、そのターゲットがどう変化させたいのかということを考えるのが、予算事業に限らないのかもしれませんが、政策の基本的な構図であろうと。そして、その主体の変化というものがまさに事業の効果であり、その変化を測るものこそが「指標」になるのであろうということ整理しております。

他方で、定量的な指標を設定せよということはよく言われるところではあるのですが、そもそも指標とはどのようなものであるべきなのかという点については、意外と盲点になっているところがございます。こちらをもうちょっと考えなければならないということで、26ページのような整理してみたところがございます。

それから、27ページでは事業の類型化ということで、延べ単に全部同じように見るのではなくて、多少の分類をしていこうということでイニシャル的な分類を試みました。

それから、28ページ以降はほかの組織、行政組織以外ではどんな形で指標を設定したり

評価をしたりしているのかを調べたところを御紹介させていただいてございます。

私からの全体説明は以上にさせていただきまして、引き続き議論をさせていただければと思います。

○金本座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

○田辺委員 各省でも、行政事業レビューと、前からやっている実績評価みたいな政策評価のフレームをどうすり合わせていくのかというのは、結構面倒臭い問題として出ております。方向性としては、特に経済産業省の場合には個別の事業レベルの改廃スピードが速いので、うまくいっているものを適切に拾い上げて、うまくいっていないものはさっさと捨てるというところの機能をどうするのかというのが恐らく一番重要になってきて、そう考えると、政策評価の上のほうのウェイトというのは余りなくなるのかなという感じはしております。2つ重複するところで組織内部の資源をどちらにも全力投球するのは無駄な話なので、一方を頑張るなら一方が手を引くという発想自体は、方向性としては間違いないのだろうと思っております。

ただ、各省のところ、なぜこれがトラブるかということ、政策評価でうまくいっているといったときに、事業レビューでこんなもの全然うまくいっていないから廃止してしまえという結論が結構出てきまして、そのときにこの2つをどう調和させるのかというのが実際の問題であります。そこはやはりやってみて、どのように個別処理していくのかというのはお考えいただいたほうが良いと思うというのが感想みたいな話の1点目です。

それから、感想みたいな話の2点目は、ほかの省庁も大分やらされていて見ているのですが、経済産業省の政策評価、ある意味では個票をがっちゃんこした形式になってくると、各省でやっている情報でないものが幾つかあるのです。

どういうことかということ、例えば財務省であるとか金融庁、警察庁などはそうなのですが、何が無いかというと、政策評価指標における端的な結論なのです。簡単に言うとA、B、C、Dがない。うまくいった、うまくいっていない。あれは課単位よりは少し上の局単位レベルぐらいのところまで見えるので、その成績表が経済産業省の政策評価はどうもなさそうだというのが1点目です。

それから2点目になさそうなのは、各省、財務にせよ金融にせよ警察庁にせよ、ちょっとページ数が厚いというところもあるのですが、今年何をやったかということはかなり

きちっと書いてあるのです。本年度はここに力を入れて取り組みました、その結果どうなりましたというところが割と文書でがっ書いてあるものですから、去年と違って今年はこちらに力を傾注してやった、それでうまくいった、うまくいかなかったとかというところが見えるのですけれども、ページが薄くなっているということが最大の原因なのかもしれませんけれども、そこがなかなか見えてこないということがほかの省にあって経産にない情報の2番目です。

3番目は、ある意味では厚さとの絡みなのですが、レポートとしての性質なのですが、一応、財務も金融も警察も下から上がってくるものをがっちゃんこしていることには変わりはないのですが、ただ、レポートとして全体をまとめようとする気はあるのです。ということは、本当に最初から最後まで読むのは私ぐらいしかいないのかもしれませんが読むのです。簡単に言うと、これは個票のがっちゃんこだから読むのがきついのです。その意味で、数少ない読者にフレンドリーではないところが3番目です。

その結果どうなるかということなのですが、まず端的な結論がないと、横でどこがうまくいっていないのかが分からないのです。例えば金融庁だと、各省の証券のインサイダー取引とか、単に消費者との公平とかというのをペケっているというのは分かるのですけれども、他方、金融の安定自体はそれなりにうまくいっているというのは、横で見たときに、どこが余りうまくいってなくて、次どこにプライオリティを置いて頑張るべきなのかというのが見えるのですけれども、これだとその情報がないということで見えてこないのが1点目。

それから、何をやっているというところも余り見えていないので、事業としてはばっと並んでいるのですけれども、どこにこれを具体的に傾注して、政策軸のところは軸ですから、その下にある今の時代に適応してここを頑張りたいという、そこが見えてこない。D oのやっているところの記載が余りないというところから出てくる問題点。

3番目は、レポートとしてこれはきついのです。枚数は薄いのですけれども、読み物としてのフレンドリーさが低いというところですね。ここを何とか改善できないかなというのがコメントというか意見の1点目です。

それから、2点目は、これを具体的にどう回しているのかが分からないのです。行政事業レビューみたいなものは、横で見れば回し方は大体検討がつくのですが、要するに公開でやって、30分、1時間ぐらいでたたいて、最後にみんなに紙を回して廃止とかといって、では廃止ねといってまとまって、端的な結論と方向性は短い間に一気に出るのです

けれども、これと政策評価を組み合わせて、経済産業省の中の個別事業の管理、それから政策の管理、施策の管理としてどう回していращやるのかなというところが分からない。

予算のときに、経産などは評価広報課と会計課と一緒に並んでチェックするような仕掛けは大分昔から革新的にやっていることは確かなのですが、それが今回こういう形にまとめてみて、省のサイクルの中にどのようにかむような形になっているのかというのはちょっと分からないものですから、教えていただければと思います。

以上、感想みたいなものと若干の質問でございます。

○金本座長　　なかなか難問でございますが、どうぞ。

○大山課長補佐　　1点だけ確認をさせていただきたいのですが、何をやっているか見えないというところは、例えば23年度政策であれば、今年見たときに23年度に何をやっているかが見えないということでしょうか。

○田辺委員　　やっていたかということです。

○大山課長補佐　　分かりました。まず1点目、端的な結論のA、B、C、Dというところなのですが、こちらにつきましては、政策分野的に経済成長というところで投資がAかBか、交渉がうまくいっている、いっていないという結論についてA、Bと言えるかと言ったように、A、B、C、Dを置くことがなかなかなじまない分野が多いため、ちょっと難しいかなというところがございます。他方で、結論においてうまくいっているのかいないのかというところをもう少し明快化していくという工夫は何かできないかという点は、考えてまいりたいと思います。

また、御指摘で実は共通するところがあるのかなと思いましたが、端的な結論であるとか何をやっているかという話と、それからレポートという御指摘です。がっちゃんことという言い方があったのですが、各分野に考えてもらって、それを統合して今年を作ってきたのですが、そういった意味で、包括的に見るという機能がまだ弱いところがあるのかなと。この分野においてこうなのです、この分野においてこうやっているのです、この分野においてこのように評価しているのですということがもう少しこなれて、かつ読んですっと頭に入るようなことにまとめ上げることがまだ体制としてもできていないところはあるのかなと思います。

結果、経済産業省の政策というのは、例えば中小企業庁であれば、経営革新ということで生産性の向上ということで1軸に属するようなこともやっていれば、中小企業金融のように第4軸でやっているようなところも多い。それから、商務情報制作局というところで

あれば、IT関係で生産性の向上もやっていれば、ITセキュリティーで安心というところもやっている。このように、局横断的にいろいろな政策をやっていることを5つの軸という価値観でぶち抜いて統合していくという作業をする中でこの評価書を作ってきたのですが、統合の結果、統合されるのではなくて、まだ寄せ集まっているレベルにある。その結果、各分野の評価として明快な結論が見えにくいところはあるのかなど。そこは今後工夫していきたいと思います。

他方で、回し方というところでおっしゃっていただいたのですけれども、私も着任して1年ぐらいやっているのですが、評価書というものを美しい日本語にしようと思えば、1人の人がライターになって書けば多分すごくきれいな文書ができる。ただ、それをどのように実効的なものにしておこうかと思うと、プロセスの中でどう打ち込んでいくか。我が省の意思決定プロセスがいつ始まり、議論され、実際に政策の形が固まるというフェーズを踏まえて、適宜適切に先を読んで打っていかないと、この評価書、評価制度というものがなかなか向上していかない。そういう意味では、政策の企画・立案全体の時系列を見てやっていくことが必要であるということと、今回、ようやくそのインフラが整ったかなどいうところがございます。

各軸ごとに政策ツールを整理し直すというところがようやく今年何とか形にしてお出しすることができました。どうしても予算の議論になると目玉的なところに目が行ってしまいがちなのですが、政策評価の特徴は網羅的に、ある意味目が行かないようなところまで全部見るというところに特徴があると思いますので、そういったものを網羅的かつ体系的に位置付けたものについて、今後何とかうまく使っていくことができないかなということ、プロセス論と絡めて考えていきたいと思っております。

回し方というところに関しましては、組織的に見ていくのか、それとも各分野を包括的に見る人を置くのか、これはいろいろ考え方があると思うのですが、組織的な負担を増やさない形で何とか自然体で政策をやっていく中で、評価の仕組みをビルトインするような形を何とか取れないかなと思っているのですが、現段階では明確にお答えできないのですけれども、そこは現状考えているところでございます。

○金本座長　その辺は逆に大きくまとめてしまって、包括的なものはあるのだけれども、個別のものが一個一個ずらっと並んでいるだけで、その個別のものについてA、B、C、Dみたいなものは、一生懸命読めば文言の中に何となくあるのだけれども、見えていないですよね。だから、行政レビューのことではなくて、ここである項目の個評について、現

状どの程度どうなっているか、課題がどうこうというのが1つまとまっているのが普通のほかの省の書き方ですね。これは非常に包括的なところで、現状とこれからやることを書いている。それで分かりにくいというのはあるかなという気がします。

○大山課長補佐 工夫をちょっと考えたいと思います。

○阿部課長補佐 この色刷りのシートにコメントが軽く書いてあるのですが、そのコメントの裏には600の事業と何十の税制措置と、まさにもう一個この横書きの表があるわけです。今年はトライアル的にボトムアップでやってしまったものですから、ボトムアップという意味は、例えば中小企業庁であれば、いわゆる各局ごとに1軸から5軸のどこに自分の政策が入るのかというのをまず書かせたのです。中小企業庁であれば、伝統的には4軸のような経営環境の安心・安全というところが多いのですが、最近はむしろ伸びる企業を伸ばしていくということで、1軸のイノベーションですとか、2軸の海外展開ですとか、ちょっと幅が広がってきているわけです。

いずれにしても、各局縦割りの自分のところの政策というのが、経産省の大きな5軸の中で見たときどこに位置付けられるのかということを改めて確認してもらって、どこに位置付けられるのかというのを明確にしてもらった上で、一個一個の事業のレビューシートの対応関係をきちっと明確にして出してもらった。

その記述、1軸なら1軸、2軸なら2軸、各局から出てきますので、取りまとめてこのコメントになっているのですが、ちょうど取りまとめるところのもともとの発想がその事業ベースで来てしまっているものですから、1つには、せつかくここに指標を挙げているのですが、この指標との関連での説明がなかなかできていないとかといったところはあるのかなと。

それから、ボトムアップでやるにしても、もう少し細かくきちっと、先生がおっしゃった、例えば投資であれば投資の中のどこに重点を置いているのかとかということを少し分かるように書く——書くというのは評価をするということですが——必要があったのかなというようには思っています。

そういう意味では、ボトムアップを丁寧にやっていくということと、指標とそれぞれの分野ごとの指標から見たときにどうだったのかという上からのアプローチとの両方を突き合わせて、もう少し丁寧にこのシートを書いていくことが来年以降取り組むべき課題かなと思いました。

○金本座長 ボトムアップはどこでもそうなのですが、評価担当部局がどれだけ添削を

するのか、あるいはこういう形で出せというガイドラインをうまく作って、それをエンフォースできるかといったところになります。ただ、余りそれを頑張っ、いい評価書ができるのだけれども、政策は全然良くなならないということになっても困るので、その辺がなかなかという感じですね。

経産省で最近そういうのは聞いていないのですが、原課でやらされている若手の話を聞くと、見栄えのためにやっているという雰囲気がありますので。

○大山課長補佐 そのバランスは非常に難しいのですが、努力していきたいと思っております。

○阿部課長補佐 あと、省内のサイクルという意味では、経産省の場合は年末年始の2週間の休みに各局の若手の補佐はペーパーを書くことを宿題にされていまして、1月からこの年は何をやるのだという新政策のプロセスを始める。1月から補佐が作った紙をベースに、これもボトムアップなのですけれども、6月の要求までに向けて中で議論していくということになっているのです。正月に紙を書くところからスタートするものですから、PDCAのCとAの部分はどうしても弱くなってしまうので、来年の新政策を始めるときには、今年せっかくこれを作ったので、これと、これにぶら下がっているレビューシートの振り返りというのを1月からではなくて、もうちょっと早く、新しい紙を作る前に振り返りというのをプロセスとして少し組み込んだ上で生かしていくというのはあるのかなと思っております。

○金本座長 そのほか何かございますでしょうか。

○石田委員 感想ですけれども、私は、政策評価ということにつきまして、結果確認的ではなくてプロセスとか、上位10社を選んで具体的な内容を洗い出して、実態を確認して評価をしていくという手法につきましては、大変前進していると思うのです。ただ、これは絵にかいたもちで、そういうフォーマットや何かはきれいにできているけれども、内容がうんぬんという座長の御指摘が、評価としてどのようにそこまで見ていくかということをしてさらに期待したいと思うのです。

結果確認的でないいろいろなプロセスとか、実態を評価のターゲットにするという手法としては大変敬意を表します。その結果が、さらに評価の評価みたいになるのですけれども、内容確認的なところをどのように補完するかというところに期待したいと思っております。

○大山課長補佐 評価のやり方自身も、内部的プロセスであったり様式であったり省内

の指示の出し方といったあたりは、内部的な話ですが、それなりに経験を踏まえて改善してきてはいる。ただ、改善していくとまた新たな課題が見つかってくるというところがあったりするので、ここはまさに評価の評価と申しますか、1年回してみても初めて浮かび上がってくるような課題もあつたりしますので、そういったものをきちんとまとめて、次の年にどうするかということ整理した上で。まだ今年の意味決定も終わっていない段階ではありますけれども、来年の意味決定に向けて課題を整理して取り組んでいきたいと思っております。

○石田委員　そうですね。PDCA手法はもちろんいいのでしょうけれども、私的に言うと、何の目的で、どういう効果をねらって、何をやるかということだと思いのです。したがって、どういう効果をねらった目的がどのように実態として達成できたかという確認は、さらに改善、あるいは課題を解決するために評価を行うべきだと思いのです。結果を確認すれば良いというのは、評価ではないと思いのです。

そういう意味で、行政の実態が絵にかいたもちで、内容的にうんぬんという座長の御指摘の部分も含めて、それをどのように評価という結果に結び付けていくかというのが評価だと思いのです。

○大山課長補佐　ある意味、改善をどうしていくかということにつきましても、事業単位の話ではあるのですが、行政事業レビューという世界では、評価をした結果どう反映したのかというのは厳しく問われることがございます。その上位概念である政策の世界で改善というものをどのように、分かりやすく端的に示していくかということにつきましても、工夫を考えていかなければならないと思いのです。

○石田委員　それは単なる評価という範疇を超えるかもしれませんが、次なる施策というところかもしれません。

○大山課長補佐　そこに移る前に、いきなり新しいことに飛び付くのではなくて、振り返り、課題を抽出し、その上で新しいことを考えるという、ある意味常識的なサイクル、プロセスをどう作っていくかということができて初めて、まさに評価書が絵にかいたもちにならないで済む。そこをどうプロセスの中で考えていくかということかと思いのです。

○石田委員　ここに出ているキーワードとしては、事前評価という業務でありますけれども、私はこの言葉は非常に大切だと思いのです。PDCAもさることながら、PDSAがうんぬんというキーワードもかなり大切だと思いのです。感想です。

○金本座長　どうぞ。

○佐藤委員　では、簡単に。実は、私も監査法人の中でこういう内部評価、自己評価制度を導入したことがあるのですが、基本的にこういうプロセスで評価した指標をいろいろ入れて計数化してやって、それをどういう形でだれに理解をしてもらうかという、いわゆる説明する責任、それから業務の改善につなげるために理解を得る。そういう観点から考えますと、これは省内で、各局共通の理解を得るために1年間のプロセスの評価はこうだったと。それを時系列的に見ると、3年前、2年前、1年前と比較してでどういう推移になっているとか、あるいはレーダーチャートの目標に対しての達成度合いとかということでビジュアル的に見やすいようにするとか、内部的に利用する場合と、例えば白書などに載せて広く一般国民に伝えるなど、いろいろな目的にこの評価書そのものを加工して伝達できるという可能性があると思うのです。それをぜひいろいろ御検討いただいて、できるだけ一般の人が見るホームページへのアクセスとかが増えるとか、そういうことにも活用していただければと思います。

○大山課長補佐　政策評価書というものには、まさにいろいろな機能が求められているところでありまして、ある人は予算への連動だと、ある人は内部マネジメントだと、ある人は国民への説明責任だと言いまして、一種の連立方程式のようになってしまっております。この連立方程式を満たす唯一解としての評価書を作るというのは、こういった形が理想形になるかというところは……

○佐藤委員　評価書そのものはいろいろな要素を満たさなくてはいけないと思うのですが……

○大山課長補佐　今、まさに佐藤委員がおっしゃったように、起点がそこにあって、そこに起点の情報が集まっていることでそれが展開していける。その発想は極めて柔軟かなと思ったのです。1つのでき上がった評価書を持って、万人に対してあらゆる機能を果たせるということを考えるのはさすがに無理がある中で、必要な情報を集約したものを作成し、それを上から見るか下から見るかによって、中の人がかう使う、上の人がかう使うということを考えていくというのは1つの発想ではあろうかと思いました。

この評価書をだれのために、何のために作っているのかというところでは、そういった意味ではユーザーにフレンドリーでないというところは、国民目線で見るという認識がちょっと足りないところがあるのかなと思いつつ、他方で難しいと思うのは、だれをターゲットにして評価書を作成していくのが一番いいのかということです。連立方程式の唯一解がなかなか見いだせない中で、抽象的な考え方とは思いますが、1つの発想かなと思っ

て興味深く感じておりました。

○佐藤委員　ここに例示がある成城石井とか聖路加国際という1つの組織ですと、いわゆるそういう民間的な組織であると非常に分かりやすく作れると思うのです。ですけれども、経済産業省ですと国の経済と産業すべての分野を所管されていますから、関係者が極めて多いということも含めて、非常に難しいというのは私もよく理解しているつもりですが、それはそれとして、外部の方も含めて、少しでもいろいろな方が理解しやすいようにということで御検討いただければ。

○金本座長　政策評価はどこの省のものもなかなか一般国民には読まれていないというのが実態だと思うのです。いろいろな役の立ち方があって、それらをどう調整するかという段階ではなく、せめて何かしらの役に立てばという状況かなという気がしています。1つは、省內的すぎるということでもあるのですが、行政事業レビューでどうやってうまく打ち出せるかということを考えるときに、ここでまとめていることは、何か例文とか構成として役に立つ、それぐらいはできるといいなという気がします。なかなかそれも難しいですけれども。

○大山課長補佐　そうですね。ただ、行政事業レビューは一つ一つのプロジェクト単位で見えていくと。

○金本座長　プロジェクトは何かの役に立つと言うのだけれども、役に立つというのは国の政策なので、非常に大きな鳥瞰図とかいろいろなものがないといけない。

○大山課長補佐　おっしゃるとおりです。どうしても事業の世界だけに閉じてしまうのではなく、その先にあるものを見越すところの最終的なゴールと申しますか鳥瞰図と申しますか。

○金本座長　鳥瞰図でもないのだと思うのです。行政事業レビューのために説明書を作る立場に立って、どういうものが必要か、どういう説明をしなければいけないかということを考えていくといいのかなという気はします。今、そういう分野について何が求められているかという課題みたいなものは、細かいレベルではうまく説明できないはずなので、そういうところで何か使えるようなものになっているといいのかなという気がします。

あと、ずっと前、10年ぐらい前にいろいろ議論していたときに、安全という指標はたくさんポテンシャルには作れる。でも、現場の人と話していると、そんなものは集めていない。どういう事故がどのように起きているかというデータを本当に集めているところはごくわずかで、家電製品とかの安全とかいろいろな課題があるのですが、それについて、本

来もうちょっとだけ考えてあればデータが取れるはずなのだけれども、何の対応もしていないというのがたくさんある。それが放置されているから、いざとなると何も使えないという感じになっているところがありますよね。

○大山課長補佐 指標に関しましては、事業の中に予め意見を聞く仕組みであるとかを組み込んでおくなり工夫はできるのかと思います。行政は不特定多数の者を相手にしている主体でございますので、改めてコストを掛けて、後になってデータを取ろうとするのではなくて、あらかじめデータを取ることを前提に事業を設計しておくという工夫を埋め込んでおくことで、後々ちゃんとトレースができるようになるという余地はあると思っています。

他方で、行政事業レビューでも後で成果が出ているのかというのをかなり問われるようになってきた中で、各原課自身もある程度自発的に、事業をやったときには相手にアンケートを取るなり、支援した会社の経営がうまくいっているかというのをトレースしたりという動きはだんだん出てきているようには思います。

○金本座長 それをもうちょっと補足させることは多分いろいろなところでできると思います。エネルギー関係の補助事業は、結構補助の要件でいろいろな情報を得ているし、その後のフォローアップで出させているのだけれども、それがちゃんと使われている形跡がない。

○大山課長補佐 内部的にまだ眠っているもので使えるものがないかということも含めて考えていきたいと思います。

○金本座長 そのほか何かございますでしょうか。——よろしゅうございますか。ちょっとまだ時間はありますが、取りあえず御意見がないようでしたら、これまでにさせていただければと思います。ということで、今日の議事はこれまでにさせていただきたいと思います。事務局のほうから何かあれば。

○平井課長 ございません。ありがとうございます。

○金本座長 では、本日は新たな視点から御議論いただきまして大変ありがとうございました。これもちまして、本日の議事を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

——了——

